



発行 東京都

目次

60

規則

○東京都職員の退職管理の運営等に関する規則の一部を改正する規則……………（総務局人事課）

規則（人）

○東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則……………

○公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則……………

通達

○「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正……………（東京都人事委員会）

規則

東京都職員の退職管理の運営等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年七月五日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百十七号

東京都職員の退職管理の運営等に関する規則の一部を改正する規則

東京都職員の退職管理の運営等に関する規則（平成二十八年東京都規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

別表中「一般財団法人救急振興財団」を「一般財団法人GovTech東京一般財団法人救急振興財団」に、

「一般財団法人東京都人材支援事業団」を「一般財団法人東京2025世界陸上財団」

に、「一般財団法人みなど総合研究財団」を「一般財団法人みなど総合研究財団」に、

「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」を「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」

「公益財団法人東京都環境公社」を「公益財団法人東京都教育支援機構」に改める。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定（「一般財団法人救急振興財団」を「一般財団法人GovTech東京」に改める部分に限る。）は、令和五年七月二十四日から施行する。

2 この規則（別表中「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」を「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」

に、「公益財団法人東京都環境公社」を「公益財団法人東京都環境公社」に改める改正規定に限る。）による改正後の東京都職員の退職管理の運営等に関する規則の規定は、令和五年七月一日から適用する。

規則（人）

東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年七月五日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十二号

東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

東京都職員の退職管理に関する規則（平成二十八年東京都人事委員会規則第十一号）

の一部を次のように改正する。

別表第一中「一般財団法人救急振興財団」を「一般財団法人GovTech東京一般財団法人救急振興財団」に、

「一般財団法人東京都人材支援事業団」を「一般財団法人東京都人材支援事業団一般財団法人東京2025世界陸上財団」

に、「一般財団法人みなど総合研究財団」を「一般財団法人みなど総合研究財団一般社団法人東京国際金融機構」に、

「公益財団法人東京都スポーツ文化事業団」を「公益財団法人東京都スポーツ文化事業公益財団法人東京都生活衛生営業指導

センター」に改める。

別表第二中「株式会社建設資源広域利用センター」を「株式会社建設資源広域利用センター株式会社セントラルプラザ

センター」に、「株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ」を「株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ」を「株式会社東京交通

ほしフィナンシャルグループ」に、「首都高速道路株式会社」を「首都高速道路株式会社水道マッピングシス

会館」に、「東京港埠頭株式会社」を「東京港埠頭株式会社

社」に、「東京港埠頭株式会社」を「東京食肉市場株式会社」に、「日本自

動車ターミナル株式会社」を「日本自動車ターミナル株式会社」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定（「一般財団法人救急振興財団」を「一般財団法人GovTech東京一般財団法人救急振興財団」に改める部分に限る。）は、令和五年七月二十四日から施行する。

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年七月五日

●東京都人事委員会規則第十三号

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則（平成十四年東京都人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「一般財団法人救急振興財団」を「一般財団法人GovTech東京一般財団法人救急振興財団」に、

「一般財団法人東京都人材支援事業団」を「一般財団法人東京都人材支援事業団一般財団法人東京2025世界陸上財団」

に、「一般財団法人みなど総合研究財団」を「一般財団法人みなど総合研究財団一般社団法人東京国際金融機構」に、

「公益財団法人東京都スポーツ文化事業団」を「公益財団法人東京都スポーツ文化事業公益財団法人東京都生活衛生営業指導

センター」に改める。

別表第二中「株式会社建設資源広域利用センター」を「株式会社建設資源広域利用センター株式会社セントラルプラザ

センター」に、「株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ」を「株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ」を「株式会社東京交通

ほしフィナンシャルグループ」に、「首都高速道路株式会社」を「首都高速道路株式会社水道マッピングシス

会館」に、「東京港埠頭株式会社」を「東京港埠頭株式会社

社」に、「東京港埠頭株式会社」を「東京食肉市場株式会社」に、「日本自

動車ターミナル株式会社」を「日本自動車ターミナル株式会社」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一の改正規定（「一般財団法人救急振興財団」を「一般財団法人GovTech東京一般財団法人救急振興財団」に改める部分に限る。）は、令

和五年七月二十四日から施行する。

通 達

5 人 委 任 第 63 号
令 和 5 年 7 月 5 日

各 任 命 権 者 殿

東 京 都 人 事 委 員 会
委 員 長 青 山 伸

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」の一部改正について

「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について(昭和50年12月25日付50人委第1200号)」の一部を下記のように改正しましたので、令和5年7月10日以降これにより実施してください。

記

昇格時職務区分別号給表関係(第20条関係)第2項第2号中「公益財団法人東京都スポーツ文化事業団」を「一般財団法人東京2025世界陸上財団又は公益財団法人東京都スポーツ文化事業団」に改める。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

